過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく

利根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

当町では、過疎地域自立促進特別措置法(以下「旧過疎法」という。)の一部を改正する法律の施行に伴い、平成29年4月1日より過疎地域に指定され、過疎地域からの自立を図るため、「利根町過疎地域自立促進計画」を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施してきました。この旧過疎法は令和3年3月末に期限を迎えましたが、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「新過疎法」という。)が新たに施行され、当町は引き続き過疎地域に指定されました。これにより、町は、過疎地域の持続的発展に関する施策等を決定し推進していくため、新たに過疎計画を策定するものです。なお、新過疎法は10年間の時限立法であるため、当町は今後10年間過疎地域となります。今回策定する計画は、前期過疎計画とし、期間を令和3年度~令和7年度の5年間として位置づけます。

また、この計画に記載する事業については、これまでと同様、過疎地域の持続的発展を支援する地方債(過疎対策事業債)や、過疎地域持続的発展支援交付金など、国の財政的支援を受けることができます。

1 新過疎法の概要

(1)目的・・・第1条【原文】

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(2) 過疎地域の要件・・・第2条

市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」で判定 国勢調査に基づく人口減少率が基準値以上で、かつ、財政力指数が基準値以下であること。 〈見直しのポイント〉

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
- ・現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし 過疎」の継続措置

(3) 過疎対策の目標・・・第4条

・<u>目標の項目の追加(人材の確保・育成,情報通信技術の活用,再生可能エネルギーの利用促</u> 進等)

◎計画に定める事項:

- ①地域の持続的発展の基本的方針・基本目標・達成状況の評価
- ②移住・定住・地域間交流の促進,人材の育成
- ③産業の振興
- ④地域における情報化
- ⑤交通施設の整備・交通手段の確保
- ⑥生活環境の整備
- (7)子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑧医療の確保
- ⑨教育の振興
- ⑩集落の整備
- ⑪地域文化の振興等
- ②再生可能エネルギーの利用の促進
- (13)その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(4) 支援措置・・・第12条~第40条

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置 業種に「情報サービス業等」を追加,新増設以外の改修,修繕等を追加
- ・都道府県代行(基幹道路,公共下水道) 基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- •配慮措置

市町村から提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

• 過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

・国庫補助率のかさ上げ 公立小中学校,保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

(5) その他・・・第6条, 第8条, 第45条

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学,厚生労働,経済産業及び環境の各大臣)

(6) 施行期日等···附則1条,3条

・令和3年4月1日から施行し令和13年3月31日までの10年間の時限

2 利根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定にあたり

- (1) 県の持続的発展基本方針に基づき、町議会の議決を経て計画を定めること
- (2) 計画に定める事項のうち一定の事項については、予め県に協議すること
- (3) 計画の策定に当たっては、多様な住民の意見を十分に反映することが求められること
- (4) 非過疎地域となることを目指し,地域活性化等の取組を積極的に推進することが求められること

◎ 新過疎法による要件(概要)※全部過疎の場合

○1の(1),(2),(3)のいずれかと,2を満たすこと

1 人口要件

(1) 長期①

昭和50年~平成27年(40年間)の人口減少率が28%以上であること。

(2) 長期②

高齢者比率 (65 歳以上人口) が 35%以上又は, 若年者比率 (15 歳以上 30 歳未満人口) が 11%以下であり, かつ, 昭和 50 年~平成 27 年 (40 年間) の人口減少率が 23%以上であること。

(3) 中期

平成2年~平成27年(25年間)の人口減少率が21%以上であること。 *(H2国調人ローH27国調人口)÷H2国調人口=減少率0.21以上)

2 財政力要件

平成29年度~令和元年度の3カ年の係る財政力の平均が0.51以下等であること。

◎ 利根町は、下表に示す状況を当てはめると「1人口要件-(3)中期」かつ、「2財政力要件」に該当するため過疎地域の要件を満たす。

【利根町の状況】

国勢調査人口		人口増減率		財政力指数	
S50	9,504 人	S50-H27	+71.64%	H29-R1	0.43
H 2	20,511 人	H 2-H27	$\triangle 20.4671\%$	(3年間の平均)	
H27	16,313 人	小数点第3位以下を順次四捨五入			